

議案第75号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年12月5日提出

南風原町長 城 間 俊 安

(提案理由)

南風原町立学校事故調査委員会設置条例の制定に伴い、同委員の報酬等を定める必要があるため提案する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年南風原村条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表いじめ問題調査委員会委員の項の次に次のように加える。

学校事故調査 委員会委員	医師・弁護士・ 大学教授	日 額	11,000	〃	〃	〃	〃
	その他の委員	日 額	4,900	〃	〃	〃	〃

附 則

この条例は、公布の日から施行する。